

中心市街地等空き店舗対策事業 よくある質問

令和8年4月

Q 1. 申込みから補助金請求までのスケジュールについて教えて欲しい。

A 1. 申込みから補助金請求までのスケジュールは、原則以下のとおりです。

月末まで	市役所に書類一式提出（応募） ※該当物件が中心市街地の場合、提出前に不動産会社等による「空き店舗データベース登録」に登録されていることが必要
翌月中旬 ～下旬 ※応募件数によっては翌々月以降となる可能性もあります。	審査委員会（プレゼンテーション7分、質疑応答30分）
翌月下旬 ～翌々月上旬	審査結果通知（審査日から概ね1週間後）
採択後	交付申請書提出
交付申請から概ね2週間	交付決定通知 事業着工可能
交付決定通知後（着工後）	着工届提出
工事完了後	完成届提出
完成届の提出後で営業を開始した日以降	完成検査
	補助金請求（請求書および対象経費領収書等提出）

Q 2. 対象外となる事業はあるのか？

A 2. 風営法第2条各項に掲げる営業を営む事業は対象外です。

※風営法第2条は、麻雀やゲームマシンなど客の射幸心をそそる遊技も当てはまります。

Q 3. 補助対象経費はいつから使用するものが対象か？

A 3. 以下のとおりです。

	原則（交付決定後に着手）	例外（交付決定前着手届あり）
改装費 宣伝広告費	交付決定後に支払いしたもの	交付決定前着手届提出後に支払いしたもの
賃借料	開店予定月から	開店予定月から ※ <u>交付決定前に発生した賃借料は、補助対象外</u>

Q 4. 補助金はいつ入金されるのか？

A 4. 対象経費により入金時期が異なります。以下のとおりです。

改装費	完成届の提出後、営業を開始した日以降に、市職員による完成検査を行います。完成が認められた後に補助金請求していただきます。補助金の入金時期は、事業者が請求してから1カ月程度後です。
宣伝広告費	
賃借料	4半期ごとに3カ月分の賃借料をまとめて補助金請求していただきます。補助金の入金時期は、事業者が請求から概ね1カ月程度後です。

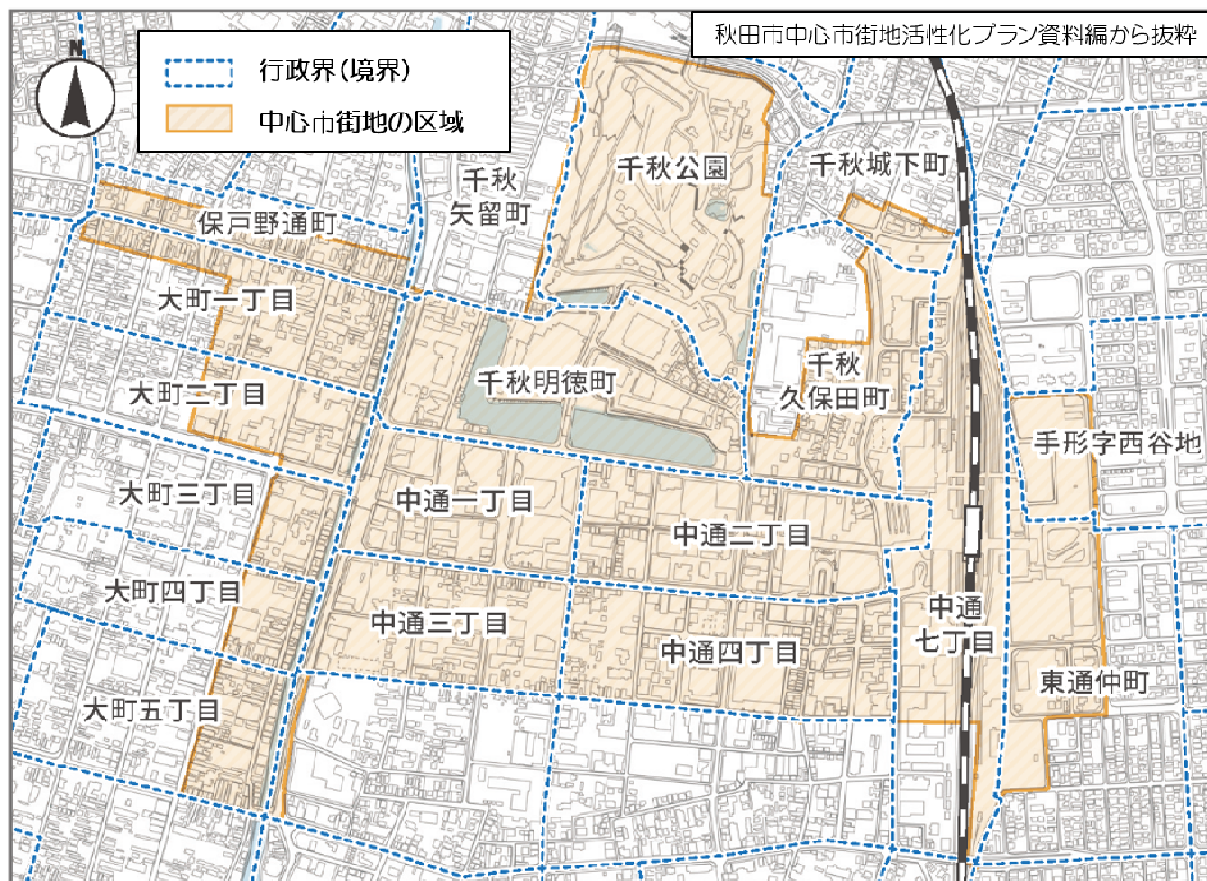
Q 5. 賃借料補助の対象期間について教えて欲しい。

A 5. 賃借料補助の対象期間は以下のとおりです。

- 中心市街地の区域・・・24カ月
- 都市機能誘導区域・・・12カ月
- 商店街の区域・・・・・・6カ月

Q 6. 中心市街地の区域を教えて欲しい。

A 6. 中心市街地の区域は以下のとおりです。



Q 7. 都市機能誘導区域や商店街の区域を教えてください。

A 7. 都市機能誘導区域および商店街の区域については、下記のサイトから、それぞれご確認ください。詳細については、直接お問合せください。

都市機能誘導区域はこちら↓

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/machizukuri/1011485/1007503/1012100/1012289.html>

商店街の区域はこちら↓（あきんどたうん）

<https://www.city.akita.akita.jp/wp/inprsd/>

Q 8. 対象区域内の空き店舗であれば何でもよいか？

A 8. 1 カ月以上賃貸契約のない事業用賃貸物件である必要があります。

中心市街地の区域に出店する場合は、利用する物件が「秋田市空き店舗データベース」に登録されている必要があります。詳細については、直接お問合せください。

Q 9. 多店舗展開の場合は対象となるか？

A 9. 対象です。ただし、既存店舗と同一の建物内に出店する場合は対象外です。

※店舗同士が離れている場合、店舗同士が違う階にある場合、長屋のように複数の店舗が集合している場合も全て同一建物内とみなし対象外となります。

Q10. 個人事業主時代に補助を利用しているが、法人化した場合は対象になるか？

A10. 同一の経営者とみなされるため、対象外です。

Q11. 移転の場合は補助の対象になるか？

A11. 補助対象区域である中心市街地、都市機能誘導区域、商店街のエリアからの移転は対象外です。

【補助対象外の区域からの移転】

対象になります。

【補助区域内での移転】

対象外になります。ただし、中心市街地で営業している者が、貸店舗の閉鎖等の店舗の貸主側の事情により、中心市街地の他店舗へ移転する場合は対象となります。

Q12. 交付申請は何を提出すればよいか？

A12. 交付申請書（様式第1号）および収支予算書（様式第2号）と併せ、対象経費の見積書（家賃については賃貸契約書）が揃い次第、採択後速やかに商工貿易振興課へご提出ください。なお、賃貸契約が間に合わない場合は別途ご相談ください。

Q13. 秋田市の創業支援補助金との併用は可能か？

A13. 創業支援補助金と併用しようとする場合には、異なる補助対象経費区分に対して補助金を利用することができます。

Q14. 交付決定後、事業費に変更があった場合、補助額はどうか？

A14. 変更があった場合は、速やかに商工貿易振興課へご連絡ください。

【事業費が増額した場合】 補助金額は交付決定時の額です。

【事業費が減額した場合】 補助金額を減額します。

Q15. 交付決定後、フリーレント等で賃借料が減少した場合、補助額はどうか？

A15. 変更があった場合は、速やかに商工貿易振興課へご連絡ください。

交付決定した補助期間は延長せず、フリーレント月の補助金額は0円になります。

Q16. 着工届や完成届はいつまでに提出すればよいか？

A16. 事業の着工や完成後、概ね1週間以内にご提出ください。

Q17. 交付申請時に消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、どう対応するのか？

A17. 消費税等仕入控除税額を除いて交付申請してください。

不明な場合は、同税額を減額せず申請するか、税抜きで申請してください。

Q18. 交付申請時に消費税等仕入控除税額を減額しておらず、実績報告時に明らかな場合は、どう対応するのか？

A18. 消費税等仕入控除税額を除いて実績報告してください。

不明な場合は、同税額を減額せず報告するか、税抜きで報告してください。

Q19. 補助事業完了後に消費税等仕入控除税額が確定した場合、どう対応するのか？

A19. 消費税等仕入控除税額に係る返還対応を行う場合もあるため、速やかに本市へ連絡してください。

【その他】

仕入税額控除の対象になるものなど、税に関する詳細は国税庁ホームページをご覧ください。



(仕入税額控除の対象)